

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

介護予防通所介護事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、社会福祉法人対馬市社会福祉協議会の運営する通所介護施設に通所させ、利用対象者のニーズ及び身体の状態に応じ、日常動作訓練から趣味活動等の各種事業を実施することにより家での閉じこもりを防止することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、社会福祉法人対馬市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

(利用対象者)

第3条 本会事業の利用対象者は、65歳以上の一人暮らし世帯等で家に閉じこもりがちなる者で、会長が認めたものとする。

2 本事業の利用を希望するものは、別紙利用申請書を本会会長に申請するとともに対馬市が実施する「対馬市高齢者生きがい活動支援助成費支給要綱」の「支給認定申請書」を対馬市福祉事務所に提出するものとする。

3 会長は、前項の申請について、利用を承認又は却下するときは、別紙「登録承認・却下通知書」を申請者に通知するものとする。

4 会長は、申請者が次の各号にいずれかに該当すると認めたときは、利用の承認をしないことが出来る。

(1) 常時医学的な管理下におかなければならない者であるとき

(2) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある感染症または精神性疾患を有する者であるとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、会長が特に不相当と認めたとき

(サービス内容)

第4条 本事業により行うサービスは、次のとおりとする。

(1) 入浴サービス

(2) 食事サービス

(3) 生活指導(相談・援助等)、レクリエーション

(4) 日常動作訓練

(5) 健康チェック

(6) 送迎

(利用料)

第5条 利用料は、1回当たり600円とする。

2 前項のほか、食事代として1食当たり400円を加算するものとする。

3 利用料は、一月分の利用料計算し翌月の10日までに利用者宛請求するものとする。

(委 任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日より施行する。
- 2 この要綱は、平成18年6月1日より改正実施する。
- 3 平成18年5月31日以前に対馬市高齢者生きがい活動支援助成費支給認定を受け本事業を利用している者は、本要綱第3条第2項に規定する申請を免除することが出来る。また、対馬市高齢者生きがい活動支援助成費支給を却下されている者は本事業申請の際却下通知書を添付するものとする。